

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手県警察小型無人航空機賃貸借契約
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約基本事項 当該契約は長期継続契約であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内でその給付を受けるものである。
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 履行場所 岩手県警察本部刑事部捜査支援分析課
- (6) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札金額 入札書の金額は契約期間の全部の賃借料を記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者(再生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先  
郵便番号020-8540 岩手県盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部 刑事部 捜査支援分析課  
機動分析・先端技術導入班 電話番号019-653-0110
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法 令和8年3月6日から同年3月13日までの岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年3月24日午後2時30分 岩手県警察本部6階捜査支援分析課

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を、令和8年3月16日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された申請書及び資料を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たし、及び入札参加資格を有すると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約手続きの停止  
令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。